別表六(九)付表の記載要領第１号中「以下この記載要領」を「第３号及び第５号」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、「租税特別措置法第42条の４第８項第３号イ」を「同条第８項第３号イ」に改め、「又は令和５年旧措置法第42条の４第１項」を削り、同第11号(5)中「「他の通算法人の調整前法人税額の合計額(別表十八(二)「16の計」)－(別表六(九)「19」)　(21)」」を「「他の通算法人の調整前法人税額の合計額(別表十八(二)「16の計」)－(別表六(九)「16」)　(18)」」に、「別表六(九)付表「21」」を「別表六(九)付表「18」」に改め、同号(6)中「「税額控除可能分配額(29)×(30)　(31)」」を「「税額控除可能分配額(24)×(25)　(26)」」に改め、同第11号中「「合算税額控除割合((12)、(17)又は(18))＋((12)、(17)又は(18))×(13)(小数点以下３位未満切捨て)(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)　(19)」」を「「合算税額控除割合((12)、(13)又は(14))＋((12)、(13)又は(14))×(15)(小数点以下３位未満切捨て)(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)　(16)」」に改め、「及び第９号」を削り、同第四号及び第五号を次のように改める。

4　「(8)　＞　４　％　の　場　合　((8)－4/100)×0.625(小数点以下３位未満切捨て)(0.05を超える場合は0.05)　(20)」及び「(8)＜マイナス４％の場合((11)＞10％の場合を除く。)　((8)＋4/100)×0.625(小数点以下３位未満切捨て)(マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05)　(21)」の各欄は、「各通算法人の比較試験研究費の額の合計額(5)＋(別表六(九)「５」)　(6)」の金額が０である場合には、記載しないこと。

5　「法人税額基準額((19)＋(別表六(十三)「９」))×(0.25＋((20)と(22)のうち高い割合)又は(21))　(23)」及び「(34)の当期税額基準額(34)×(0.25＋((20)と(22)のうち高い割合)又は(21))　(35)」の各欄は、当該適用対象事業年度が租税特別措置法第42条の４第８項第９号イ(1)に掲げる事業年度である場合には、「0.25」とあるのは、「0.4」として記載すること。

別表六(九)付表の記載要領第七号中「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　(38)」」を「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　(33)」」に改め、同第八号中「「(38)の法人税額相当額　(39)」」を「「(33)の法人税額相当額　(34)」」に、「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　(38)」」を「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　(33)」」に改め、同第九号を削り、同第十号中「「調整後税額控除可能額((20)と((25)又は(28))－(40))のうち少ない金額)　(41)」」を「「調整後税額控除可能額((17)と((23)－(35))のうち少ない金額)　(36)」」に改め、同号(1)中「((25)又は(28))－(40)」を「(23)－(35)」に改め、同号(2)中「(20)と((25)又は(28))－(40)」を「(17)と((23)－(35)」に、「＋(35)」を「＋(30)」に改め、同号を同第九号とする。

別表六(十)の表を次のように改める。